

## 第6章 マアーン王朝の統治システム

ミラー教授やその他の研究者達（注1）は、発見された刻文の研究の後で、マアーンにおける支配体制が、父から子へ、兄弟から別の兄弟へと継承される王政であることを発見した。そしてしばしば王の名を冠することに、2～3人が王と同列に存在していた。この事は単に儀礼として王の名を冠していたのか、それとも本当に（支配に）参加していたのであろうか？

**（注1）** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 Dr. ジャワード・アリー著 第2巻p. 171

もしマアーンの統治が王政であったとしても、それは王の手に権力が集中していたからといって暴君的なものではなく、むしろその統治は諮問を重視した調和の取れたものであった。諸王達は自分達の親族や宗教家そして諸部族の名士達そして諸都市の首長達に相談し、その上で彼等は命令を確認し、命令や布告の形態を取り、裁定を發布し、人々がそれを検討するために刻文が掲示されたのであった。

マアーンの統治は中央政権的なものであった。即ち各州や都市には行政府があったのだが、中央政府に代表者を有していた。そして代表者は自分達の州や都市に関連するものや、個々の祭礼儀式において、平時や戦時にも変わらず、政府に対して提言をしていた。同様に各州や都市には各々の神があり、そして州や都市の名は神の名によって呼ばれていた。また各州や都市には宗教的組織があり、「アンム」（「共同体」、「民族」、「集団」の意）と呼ばれる会合を持っていた。各州や都市には平時や戦時にもかかわらず都市の諸事を取り扱う諮問委員会があった。そしてこの委員会は人々の間に発生した争い事を裁いたり、集団の諸事（注2）を検討するものであった。

そして部族の首長は時間を過ごしたり諸事を決定したり、争い事を裁いたりするために集合する屋敷を持っていた。彼等はそこに創設や建設や修復の日々を記録した。そしてこのセンターは「マズワード」として知られ、マアーン王朝の時代の初期（注3）には、王に冠せられた名を伴っていた。

**（注2, 3）** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻p. 109

また同様に各州や都市には行政府があったのだが、中央政府に代表者を有していたが、王もまた、各州や都市に「カブル」という名で知られる代表者を有していたのであった。そして王の代表者は、王や国民の権利に関する最高レベルの問題を取り扱う以外には政治的に不介入であったことが明らかになっている。

マアーンの人々の習慣として文書において王の名の後に「カブル」（注4）の名が繰り返された。その他の人々は先ず彼等の神の名を唱え、そして王それからカブルの名が、人々が知るために記録した刻文において語られている（注5）。

**（注4, 5）** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻p. 109

ニコルス・ロード・カナークス博士は「古代アラビア史」の「南アラビア諸国家の一般的な生活」と題する章（注6）で次の様に言及している。即ち

「マアーン国の王はその行動に絶対性がなかった。即ち彼の側には専門局に影響力を持っていた職員の代表者達を含んだ委員会があった。またこの委員会は地域の代表者達を含んだ委員会とは別なものであった。そして諸部族の首長達や王の側近達は職員の中の幹部達であった。また王はこれ等の職員、その中でも特に「ムサウウィド」と呼ばれる土地の所有者達と合意しながら税金の徴収や地域の行政を執り行う者達を任命した。そして職員には2階層あり、水の諸事の裁定と様々な地域に水を分配する事に関して権利を有していた」。

（注6）「古代アラビア史」解明委員会版、p141

またマアーン国のシステムに関して書かれたものの中から次の様な事が明らかになった（注7）。即ちこの王朝の諸現象の中で最も顕著なものは宗教的なシステムであると、いうことであった。この事は寺院に関する税収システムに関連して語られている刻文に於いて明らかであった。それは当初は寄進に等しいものであった可能性がある。そしてそこから土地に課せられるものとなり、強制労働に対して税を支払う者達を許容する代償として使われていた様である。

（注7）「古代アラビア史」解明委員会版、p142

諸部族は公共施設を建設するにあたって協力し合っていた。また個々の構成員達がこの建設作業に動員された。彼等の仕事は支払われるべき税金として考慮された。そして神がこの作業を決定したのであった。ここにおいて神によって求められるとは、即ち諸寺院に居た神官達であった。このシステムを通じて我々はマアーンにおける宗教的影響力とその浸透範囲を明確に出来る。

ニコルス博士（注8）は次の様に付け加え述べている。即ち「我々はまた刻文から、寺院や道路そして要塞やダムやそれ等に関連する公共施設全般が、南アラビアの国（イエメン）においては、それを生み出すために個人個人が強制される仕事の中に組み込まれていた、ということを確認出来る」。

（注8）「古代アラビア史」解明委員会版、p141

また次の様に読み取る事も出来るであろう。即ち、建設作業というのが最終的に都市の城壁で完了するのである。というのはこの城壁は神への捧げものとして献じられるからである。またこの建築は再建であり、新たなものでない場合もあった。そして諸寺院は信仰の場に加えて時々都市を防衛するための城塞として使用された。

マアーン国の歳入（注9）はといえば（それは諸寺院の歳入とは別個のものであるが）、商業と農業に対して課された税金であったり、国が所有する土地代等であった。また刻文に記載された税金の中には、一般的な税として「ファルアム（即ちファルウ「副次的なもの」の意）」と呼ばれるものや、「ウシュルム」等があった。後者の税は即ちイスラームにおけるウシュル「10分の1税」の意味

し、収穫物から10%の比率で取られていた。

**(注9)** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻p. 110

一方諸寺院の歳入はと言えば、寄進か誓願の形式を取り献じられていた。またその際にはマアインの神の名（注10）で献じられた。これ等の誓願とは、個人的な病気からの回復、旅もしくは侵略や戦争からの無事な帰還、農耕地からの豊富な穀物の収穫、商売における大きな利益を願う際に行われたものであった。また是等の誓願や寄進は「カブラット」もしくは「アクラブ」（アラビア語の「最も近い者」を意味する「アクラブ」に相当する）即ち神に一番近い者の言葉によって表現されるのであった。

**(注10)** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻 ページ表記なし

マアイン国には国家の歳入を獲得することを保持するシステムがあった。それは王もしくは寺院が、部族の首長や名士（注11）や富裕者に対して、記録されることの見返りに州や鉱山やその他のいかなる計画を利用することを委任するものであった。そして国家はそれに応じて税額を規定し、定める。という訳でカブル達や部族の首長やその他の者達は税金を徴収し、政府の割当金を支払う約束をする。そしてこの合意は公式書類に書かれ、その後人々が見られる様に公開の場所にある石に記録される。

**(注11)** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻p. 110

即ちそこに契約者の氏名、神の名、王の名そして任地において彼と契約を取り結んだ統治者のクブルの名が記録されるのである。マアインにおいて信仰されていた神々（注12）は金星に象徴されるイスタル（イシュタル）神であった。そしてこの神は「獲得者であるイスタル」とか「太陽の昇る地を持つイスタル」と描写されているときがある。またその他に月を象徴するワッド神がいる。この神はサバア王朝のムクフ神に相当するものである。またナクラフ神は太陽を象徴し、サバア王朝のザート・ハミーム神に相当するものである。

**(注11)** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻p. 110

一方神官や寺院に居住する者とはといえば、マアイン関連のテキストには全て記述されている様に「シュウウ」と呼ばれていた。この「シュウウ」はカタバーンやサバア王朝のテキストの「ルシュウ」に匹敵する。かつて諸寺院にはあらゆる収穫物（注13）が存在していた。この事は、刻文において国民に対しての一般的な奉仕、例えばそれは公共施設の建設や都市の要塞化や政府の負担を軽減することに対する支援等の遂行が知られていた。

**(注13)** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻p. 112

というのはこの様に寺院は人々から税を徴収しており、人々から多大な財を受け取り、国内外の市場で商売を行っていたからである。其故に寺院は税の免除の見返りとして、これらの仕事（公共事業）を遂行していたのである。

### マアーンにおける物々交換のシステム

古代マアーン人達の中の商取引（注14）は、世界の古代のいかなる国がそうであった様に、貨幣が商取引において十分に広がりを持つ前は、物品そのものが交換されることにより完了していた。そして国や寺院に対しての彼等に課せられた義務の支払いもまた物納であった。

また同様に国や寺院も職員や使用人そして労働者に対して彼等の給与の支払いもまた物品そのものであった。そして貨幣の不足による現物取引は、金貨や銀貨の出現まで継続した。我々は既にマアーン王イッブ・ヤドウに関して言及したが、発見されたドラクマ貨（ディルハム貨）の断片に、彼の姿と腰掛けた姿と彼の最初の名前をともなった図が刻印されていた。

**(注14)** 「イスラーム以前のアラブの歴史に関する詳細」 第2巻p. 112